

国際機構条約法条約における国際機構の法的地位に関する

一考察（一）

—条約締結能力に対する制限と同意の有効性—

比屋定 泰治

はじめに

(二) 国際機構締結条約と条約法の法典化

(三) 「パラレリズム」アプローチ

(三) 本稿の問題意識及び構成

第一章 予備的考察

第一節 国際機構条約法条約における「パラレリズム」

(二) 二つの条約法条約相互の適用関係

(二) 一九八六年ウィーン会議における議論

第二節 条約法条約における条約締結能力と条約の有効性

第二章 国際機構条約法条約における国際機構の条約締結能力

第一節 第六条「国際機構の条約締結能力」の起草過程

- (一) 國際法委員会における議論——第一読会
 - (二) 國連総会第六委員会での議論及び政府・國際機構からのコメント
 - (三) 國際法委員会における議論——第二読会
 - (四) 一九八六年ウイーン会議における議論
- 第一節 第二条一項(j)「國際機構の規則」の起草過程
 - (一) 「國際機構の規則」の定義の必要性
 - (二) 第六委員会及びコメントにおける見解
 - (三) 一九八六年ウイーン会議における議論 (以上、本号)
- 第三章 國際機構条約法条約における同意の有効性
- 第一節 第二七条“*pacta sunt servanda*”原則と國際機構
 - 第一節 第四六条 国家の国内法と「國際機構の規則」
- 第四章 各条文の評価及び國際機構の法的地位に関する考察
- 第一節 國際機構の条約締結能力に関する規定
 - 第一節 第二七条及び第四六条——条約当事者としての國際機構——おわりに

はじめに

(一) 國際機構締結条約と条約法の法典化

一九八六年二月二一日、「国と国際機構との間又は国際機構相互の間の条約法に関するウイーン条約⁽¹⁾ (Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations,以下、国際機構条約法条約又は八六年条約と略称)」が採択された。この条約は、国家間条約のみを対象とする「条約法に関するウイーン条約⁽²⁾ (Vienna Convention on the Law of Treaties, 以下、条約法条約又は六九年条約)」(一九六九年五月二三日採択、一九八〇年一月二七日効力発生)を補完するため、国家と国際機構との間又は国際機構相互の間の条約（以下、国際機構締結条約）を規律する法をも共通の規則として整備し法典化するという目的の下に達成された、国際連合の法典化作業の成果の一つである。

伝統的に「条約」という語は、すなわち国家間条約を意味するものとして使用され、それを規律する条約法も國家間慣行を元に形成されてきた。⁽³⁾しかし、国際機構の出現は、国家のみならず国際機構が国際法主体として条約締結能力を承認され、条約を締結するという実行を生み出した。特に国連の創設以降、国際社会の相互依存化、緊密化が加速したことに伴つて、国家単独では果たしえない役割が増大し、それらを担うために国際機構はその数を急速に伸ばしている。⁽⁷⁾こうした状況において、国際機構締結条約を規律する法が法典化作業から取り残されていては、条約法の法典化において目指された条約関係の統一・秩序維持は、国際社会全体から見れば、主要ではあるが限られた部分についてしか達成されていないことになる。すなわち国際機構条約法条約は、条約法体系の完成を目指す

上で不可欠の一部であり、その採択は、遅かれ早かれ避けては通れない道であつた。

ところで、国際法主体間の条約関係を、統一的な法によって規律することを目標に掲げるならば、一つの法典化条約による国際法主体間の条約関係全体の規律が望ましいことは容易に首肯されよう。事実、条約法会議（一九六八年）の場で、米国代表は、条約法条約の規律対象を国家間条約のみに限定することを評して、「二〇世紀における国際法の発展も、一般的に条約締結権を有するようになった国際機構の活動の進展も考慮に入れていない」⁽⁹⁾と述べ、国際機構締結条約をも規律対象に含めた、より広い法典化条約の採択を希望したのである。米国の希望は、他の多数の国々からの反対に遭い、あえなく挫折した。その反対の理由は、技術的な点や会議日程における時間的制約等であったが、その裏には、国家間条約と国際機構締結条約が同一の条約で規律されることで、それら二種の条約が等質なものと見做され、延いては、国際法主体としての国家と国際機構までが同等な存在であると見做されかねないことを懸念する諸国のある政治的動機が、一つの要因として存在していたとも言われる。⁽¹⁰⁾二つの条約法条約が、相互に独立することになったにも拘わらず、その対応する条文の多くが、実質的に同じ内容を備えていることは、国際機構締結条約の特殊性に関する実質的な考慮以外に政治的要因も働いていたという経緯を、一面から裏付けているとも考えられよう。

（二）「バラレリズム」アプローチ

理由はともあれ、国家間条約と国際機構締結条約を、二つの条約法条約が別々に規律していることは、それらが相互に無関係であることを意味するものではない。繰り返しになるが、それらは互いに独立した条約でありながら、

密接な相似性を示しているのである。

八六年条約を起草するにあたり、国際法委員会（International Law Commission, ILC）で、この問題の特別報告者を務めたルテール（Paul Reuter, ハーンス）が採ったアプローチは、「パラレリズム」を基礎としたものであった。⁽¹³⁾ これは国際機構締結条約にも基本的には国家間条約と同様の規則、すなわち六九年条約の規則が適用可能であるとの前提に立ち、国際機構の特殊性に起因する規則変更の要請がやむをえない場合にのみ、六九年条約とは異なる規則が適用されるという考え方に基づく。⁽¹⁴⁾ このアプローチは、ILCによつておおむね好意的に受け容れられ、その後のILCによる作業の根幹を成すことになった。後にILC草案を審議した各國代表も、そのほとんどが、これを賞賛又は支持していた。なお、このアプローチに表れている考え方は、そこで初めて示されたものではない。すなわち、条約法の特別報告者、ブライアリー（James L. Brierly）、ローターパクト（Hans Lauterpacht）、ハイツモーリス（Gerald Fitzmaurice）⁽¹⁵⁾、そしてウォルドック（Humphrey Waldock, 以上、四人とも英國出身）⁽¹⁶⁾ の全員が、少なくとも当初は、国際機構が当事者である合意をも、草案中の「条約」の定義に含めており、国際機構締結条約も、国家間条約と共にILCの審議の対象にされるべきであると主張していたのである。結局、ILCは、国家間条約に関する作業を終えるまでは、国際機構の問題について審議を先延ばしにすることを決定し、そして一九六五年には、ついにその完全な排除をも決定する。しかしながら、国際機構が条約締結能力を有すること、そして、それが締結した条約には、条約法草案が規定する諸原則が、かなりの程度、適用可能であろうということが、承認されていたのである。⁽¹⁷⁾ したがつて、ルテールによる「パラレリズム」アプローチの採用は、それまでのILCの態度を引き継いだものと言える。

もし、こののようなアプローチの採用が、ILCの作業の進行をスムーズにしたであらうことは、想像に難くない。⁽¹⁸⁾

しかし、その採用は、こうした技術的利点のみならず、条約法の体系的統一という実質的な目的によつても要請されていた。⁽²⁴⁾ほとんどの国際機構締結条約には、国家が当事者として参加しているのであるから、六九年条約に示された基本原則からかけ離れた規則が、それらの条約に適用されるという状況は、条約法体系の全体的統一性という観点からは望ましいことではない。そして、八六年条約のILC最終草案では、二つの条約法条約相互の適用関係は規定されなかつたために、それらの適用関係は不明確であつた。国際機構締結条約における、国家間の条約関係までが、新条約により規律されるという事態も想定されていた。⁽²⁴⁾したがつて、例えば、国家間条約に新たに国際機構が加入することによって、当事国間に適用されていた規則が、新条約の規則に変更される畏れすらあつたのである。⁽²⁴⁾八六年条約の起草に際して、国際機構の特殊性に過大な配慮をすることで、条約法条約によつて達成された、国家間条約関係の統一性と安全性を損なうわけにはいかなかつたのである。⁽²⁵⁾このような考慮の下で起草された八六年条約は、その実質的な内容どころか条文番号までも、六九年条約とほとんど対応した、まさに「パラレルな」条約となつてゐる。⁽²⁶⁾

(三) 本稿の問題意識及び構成

八六年条約を直接の主題として書かれた論文は、筆者の知る限りでは、さほど多くはない。⁽²⁷⁾それは、八六年条約自体を、六九年条約の書き写しにすぎず独立した条約として採択する価値の無いものと見る諸国家の見解及び「大山鳴動してねずみ一匹」⁽²⁸⁾との言葉に象徴的に表れている論者の印象等に、その理由があると考えられる。また、それらの研究の中には、八六年条約のいくつかの条文を注釈的に概観するに留まっているものが少なくない。⁽²⁹⁾

他方で、酒井啓亘は、「パラレリズム」アプローチを対象とする、次のような分析手法を編み出した。⁶²⁾ すなわち彼は、「パラレリズム」の維持が為された条文と「パラレリズム」からの逸脱が為された条文とを区分し、各々が特徴的に表現された条文を分析することによって、それらの維持及び逸脱をもたらした要因についての分析を行う。そして、こうした分析に基づき、「条約法固有の平面における国際機構の法的地位」と「一般国際法上の国際機構の法的地位」とが、それぞれ別の要因として、「パラレリズム」の維持及び逸脱を導いたと結論する。すなわち、条約法の平面に関する条文においては、条約当事者間の平等原則が作用して、国家と国際機構が対等に扱われ、そして、条約関係への「入口」である条約締結能力に関する条文においては、国家と国際機構の能力の相違が反映されているのであり、八六年条約上の国際機構の特別な扱いは、条約法上の問題ではなく、一般国際法上の国際機構の法的地位を反映していると鋭く指摘するのである。⁶³⁾

本稿の問題意識は、この酒井の指摘に端を発する。「入口」の問題と条約関係に入つてからの問題を、意識的にせよ無意識的にせよ截然と分け、それぞれに異なる考慮を払つて起草された条約が、果たして、全体的な整合性を保ちうるのか。こうした疑問は、次の問題を考えることによって明確化する。

八六年条約における国際機構の条約締結能力は、原則として制限を受けない国家の条約締結能力とは異なり、後に明らかにするように、当該機構の目的及び機能の範囲内で行使されなければならないという制限を受ける。このことは、八六年条約第六条が、「国際機構の条約締結能力は、当該機構の関連規則によつて規律される」と規定し、他方で、六九年条約第六条が、「すべての国家は条約締結能力を有する (Every State possesses capacity to conclude treaties)」と規定していることからも明らかである。両条文間には、実質的な「パラレリズム」は働いていない。国際機構が派生的主体であるが故に、その条約締結能力は無制限ではありえず、六九年条約のような規定は採りえ

ない。したがって、条約締結能力の問題は、「一般国際法上の国際機構の法的地位」が反映される、酒井の言うところの「入口」の問題に属することになる。

他方、八六年条約第二七条及び第四六条では、条約義務の不履行原因又は条約締結の際に与えた同意の無効原因として援用されうる、国家の場合の「国内法」に対応して、国際機構については「国際機構の規則」が等置されており、その置き換え以外には、条文間に違いは存在しない。酒井によれば、この二条文は、「パラレリズム」が維持された条文であるから⁽³⁴⁾、条約法の平面に属する問題とされたことになる。したがって、国際機構は、例えば、第四六条の下では、条約締結の際に与えた同意の無効を主張するに際して、国家と同じ規則に服することになる。このことの重大性は、第四六条を読めば直ちに明らかとなる。すなわち第四六条の下では、国際機構は、国家と同様に、原則として、条約締結の際に与えた同意の無効を主張できないとされるのである。条約法への「入口」と、条約法の内部問題との分断を前提とすれば、このように規定されるのは、当然のことなのかもしれない。それにしても、条約締結能力が制限されていながら、その締結の際に与えた同意の無効を、原則として主張できないというのでは、条約締結能力が制限されると規定したことには、何の意義があるのか。

いわゆる「入口」の問題を切り離し、条約法の平面の問題については「パラレリズム」の維持を強力に推し進め「パラレリズム」アプローチは、条約関係の統一・秩序維持という観点からは、有用であつたかもしれないが、以上のような問題を等閑視しているように思われる。

以上の問題意識に応えるために、本稿は以下のよう構成で議論を進めていく。まず、以上の問題に取組むに際して前提となる知識を得ておくために、第一章では、八六年条約の起草過程における、「パラレリズム」の要請及びその機能を分析する。そして次に、六九年条約における、条約締結能力の欠如と条約の有効性の関係についての

検討を行う。第二章では、国際機構の条約締結能力に関する、八六年条約第六条及び第一条一項（→）の起草過程の分析を通じて、国際機構の条約締結能力が、国家とは異なり、制限的であるとされたりと、すなわち「バラレリズム」の逸脱が為されたことを見る。つづく第三章では、条約の不履行原因（第二十七条）あるいは条約の締結に際して与えた同意の無効原因（第四六条）に関する規則において、国家の「国内法」と「国際機構の規則」が、「バラレリズム」の維持の要請により、同様の位置付けを与えられるに至る過程を分析する。そして、以上の分析を踏まえて、最後に第四章で、分析の対象とした各条文に関する、「バラレリズム」の維持及び逸脱の背景について、そして、「バラレリズム」アプローチについての私見を提示する。

注〔はじめ〕

- (1) 11000年六月現在未発効。U.N.Doc.A/CONF.129/15, reproduced in *International Legal Materials [hereafter, ILM]*, vol.25, 1986, pp.543-92.
- (2) *United Nations Treaty Series*, vol.1155, p.331, reproduced in ILM, vol.8, 1969, pp.679-735. 第一条：「(1)の条約は、国との間の条約に
ついて適用すべし。」
- (3) Shabtai Rosenne, *The Law of Treaties: A Guide to the Legislative History of the Vienna Convention* (New York: Oceana Publications, 1970), p.44.
- (4) 本稿で「国際機構」という場合は、実定法上の定義である「政府間機構」を指す（条約法条約第一条一項（→））。学術上の定義については以下を参照。高野雄一『国際組織法「新版』』（有斐閣、一九七五年）、「—」[西] Michel Virally, "Definition and classification of international organizations: a legal approach", G. Abi-Saab (ed.), *The Concept of International Organizations* (UNESCO,

- (5) 国際機構の法主体性については以下を参照。横田洋¹¹¹「国際組織の法主体性」寺沢一・内田久編『国際法の基本問題』(有斐閣、一九八六年)、一〇九—一五頁。植木俊哉「国際組織の概念」『国際法人格』前掲『国際社会の組織化と法』、一一五—一五八頁。Bengt Broms, "Subjects : Entitlement in the International Legal System", R. St. J. Macdonald (eds.), *The Structure and Process of International Law* (Hague : M. Nijhoff, 1983), pp.40-11.
- (6) 国際機構の条約締結能力に関するは、設立条約にその根拠を置くつも、機構の機能の行使にとって本質的な (essential) 能力であれば、設立条約の明示的規定を不要とするのが国際司法裁判所の立場であり、学説上も通説的見解であるが如き(Karl Zemanek, "International Organizations, Treaty-making Power", in : Rudolf Bernhardt (ed.), *Encyclopaedia of Public International Law [hereafter, EPL]*, vol.II, (1995), pp.1343-4.)。しかし、一方でやの活動の自由な発展を考慮して、能力についても広く解釈する立場と、他方で国際機構を国際法の一次の主体と位置付け、その能力を設立文書から明確に導かれる範囲に留めよべとする立場が存在する。前者の代表的論者に、セイエストッド(Finn Seyersted, "International Personality of Intergovernmental Organizations : Do their Capacity Really Depend upon their Constitutions?", *Indian Journal of International Law*, 1964, pp.1-74.) がおり、後者は社会主義諸国の学者に顯著である (See, e. g., Grigori I. Tunkin, "The Legal Nature of the United Nations", *Recueil des Cours, A. D. I.*, [1966 -III], pp.18-28.)。
- (7) 横田洋¹¹²編著『国際機構論〔補訂版〕』(国際書院、一九九八年)二八頁(横田)。されによれば、政府間国際機構は、今日二〇〇〇以上を数えるといふ。

国際機構条約法条約の法的地位に関する一考察（一）（比屋定）

- (8) ハンクニアは、条約法条約を中心として、条約法に関する国家承継条約及び国際機構条約法条約を併せた三條約をもつて条約法条約の三部作とし、それによつて条約法の分野は網羅されると述べ（Ian Sinclair, *The Vienna Convention on the Law of Treaties* (Manchester Univ. Press, 1984), 2nd ed., p.245.）。谷内正太郎「国際機関条約法条約採択国連全権会議」『国際法外交雑誌』八五巻四号（一九八六年）、二二八九頁の参照。）との点は多くの諸國の譲り受けられること。
- (9) U. N. Conference on the Law of Treaties, First Session, Vienna, March 26 - May 24, 1968, Official Records, Summary Records of the Plenary meetings and of the Committee of the Whole [hereafter, OR 1968], p.11, paras.3-5.
- (10) 例へば、ペウモート代表の発言（*Ibid.*, p.15, paras.5-7.）、「ハーバード・キア代表の発言を参照（*Ibid.*, p.16, paras.16-8.）」。後者の発言は、小川芳彦『条約法の理論』（東信社、一九八九年）、二二九頁で詳しく述べられる。
- (11) Karl Zemanek, "Agreements Concluded by International Organizations and the Vienna Convention on the Law of Treaties", *Univ. of Toledo Law Review*, vol.3, 1971, pp.150-1.
- (12) 国連総会は、決議四〇／七六の付属書一で、ウイーン会議で実質的な検討が要請されたる条項のリストを挙げている。これは、一レシ草案の中でも、「ペハーリーズム」が純粹には適用されていない条項を中心としたものだが、その数は紛争解決に関する付属書を入れても「国連総会に確約（See, U. N. Conference on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations, Vienna, 18 February - 21 March 1986, Official Records [hereafter, OR 1986], vol. I, p. xiv.）」がある。やむを得ないが、長年來の根柢の誤認は修正された。左記、前掲論文、二二七頁一節の参照。
- (13) Paul Reuter, "Third Report on the Question of Treaties concluded between States and International Organizations or between two or more International Organizations" [hereafter, Reuter, Xth Report], A/CN.4/279, Yearbook of the International Law Commission [hereafter, ILC Yb], 1974, vol.II, part 1, p.136, para.5.
- (14) ルトールは、小委員会の設立か、」の手法を探るしかないと述べた。ILC Yb, 1971, vol.II, part 2, p.188, para.12.

- (15) *ILC Yb.*, 1974, vol.I, 1274th meeting, para.16 (Sette Câmara), para.30 (Ushakov).
- (16) Report by J. L. Brierty, Special Rapporteur, U. N. Doc. A/CN.4/23, *ILC Yb.*, 1950, vol.II, pp.222-48, at 223.
- (17) Report by Mr. H. Lauterpacht, Special Rapporteur, U. N. Doc. A/CN.4/63, *ILC Yb.*, 1953, vol.II, pp.90-162, at 90.
- (18) Report by G. G. Fitzmaurice, Special Rapporteur, U. N. Doc. A/CN.4/101, *ILC Yb.*, 1956, vol.II, pp.104-28; *ILC Yb.*, 1956, vol.I, pp.217-8, paras.54-7.
- (19) First Report on the law of treaties, by Sir Humphrey Waldock, Special Rapporteur, U. N. Doc. A/CN.4/144, *ILC Yb.*, 1962, vol.II, pp.27-80, at 30, para.10.
- (20) Report of the Commission to the General Assembly, A/6009, *ILC Yb.*, 1965, vol.II, p.158; paras.19-21. 一九六五年サミー、条約の定義「国際機関及び条約締結能力に關する規定」、国際機構との關及が残るべし。
- (21) G. E. Do Nascimento e Silva, "The 1969 and the 1986 Conventions on the Law of Treaties : A Comparison", Y. Dinstein (ed.), *International Law at a Time of Perplexity* (Dordrecht : Kluwer Academic Publishers, 1989), p.479. See also, Giorgio Gaja, "A 'New' Vienna Convention on Treaties between States and International Organizations or between International Organizations : A Critical Commentary", *British Yearbook of International Law [hereafter, BYIL]*, vol.58, 1987, p.254.
- (22) 国際機構条約法条約前文第七項及び第八項参照。
- (23) 110の条約法条約の相互關係について、第一章第一節を参照。
- (24) Karl Zemanek, "The United Nations Conference on the Law of Treaties Between States and International Organizations or Between International Organizations : The Unrecorded History of its' General Agreement", Zemanek (eds.), *Völkerrecht, recht der Internationalen Organisationen, Weltwirtschafts recht : Festschrift für Ignaz Seidl-Hohenveldern* (Kassel : Gedruckt im Druckhaus Thiele & Schwarz GmbH, 1988), pp.67-8

国際機構条約法条約における国際機構の法的地位に関する一考察（一）（比屋定）

- (25) 例えは第一読会後の第六委員会での、英國代表の発言を参照(*Official Record of the General Assembly; Sixth Committee [hereafter, GAOR] A/C.6/35/SR.45, para.24.*)。また、第一読会後のイスラエル代表の発言も同様である(GAOR, A/C.6/38/SR.32, para.2.)。
- (26) たゞし、ウイーン会議にねらい、両条約の関係を定める第七三條が追加された。同条の意味については、第一章第一節参照。
- (27) G. Gaja, *op. cit.*, pp.253-4.
- (28) しかまーとして草案の段階で書かれた論文が少なからぬ数を占めている。これは、ウイーン会議にねらい、「バラレリズム」がやむなし徹底されたりといふ無関係ではないだらけ。
- (29) GAOR, A/C.6/34/SR.41, para.13 (Finland); *ibid.*, A/C.6/34/SR.43, para.46 (Sweden); *ibid.*, A/C.6/34/SR.51 (Egypt); *ibid.*, A/C.6/39/SR.33, para.15 (United States); ILC Yb. 1981, vol.II, part 2, Annex II, p.184 (France, para.6). しかし、先述の通り、全体としては新条約の採択への賛成が多数であった。
- (30) Philippe Manin, "La Convention de Vienne sur le Droit des Traité entre Etats et Organisations Internationales ou entre Organisations Internationales", *Annuaire Français de Droit International*, vol.32, 1986, p.454. しかし、六九年条約の起草時には、国際機構締結条約の特殊性の検討は、時間の短縮のために省かれたのである。条約法の一般原則がそれらにも適用されねばならないことが指摘されてはいたとしても、その特殊性に関する不明確さは除去されなかつた。八六年条約の起草過程は、おもにその不明確さを除去する過程であった。したがつて、結果としてほぼ同じ内容になつたとしても、そのことのみを捉えて、八六年条約採択を無意味と批判すべしとする立場は間違つた。なお、小川、前掲・注(1)、一一六一九頁を参照。
- (31) 次の論文などは、その最たるものであらへ。P. K. Menon, "The Law of the Treaties between States and International Organizations or between International Organizations with Special Reference to the Vienna Convention of 1986", *Revue de Droit Int'l de Sci. Dip. et Pol.*, tome 65, no.4 (1987), tome 66, no.1 (1988).
- (32) 酒井啓宣「条約当事者としての国際機構——ウイーン条約の『バラレリズム』から見た法的地位——(1)・(1)・(2)」『法

学論叢】一二一八卷三号（一九九〇—九一年）、三〇一五〇頁、一二一九卷三号（一九九一年）、八五一一〇七頁。

(33) 酒井、前掲論文（二・完）、特に、一〇四一六頁。

(34) 酒井、前掲論文（二・完）、九四頁、一〇一頁（注五六）。

(35) 本稿においては、「International Organization[s]」の訳語として「国際機構」を使用する。「国際組織」、「国際機関」という言葉も広く使用されており、それらの意味するものはすべて同じである。ただし、単に「機構」又は「機関」と記す場合には、前者の語は例えば全体としての国連機構を、後者の語は総会や安全保障理事会などの国連の一機関を指す、という使い分けが一般的と考え、本稿もこれに従う。この点に関しては、横田洋三編著「国際組織法」（有斐閣、一九九九年）、「はしがき」（横田）及び小寺、前掲論文、二一一一頁（注五六）を参照。

第一章 予備的考察

第一節 國際機構条約法条約における「パラレリズム」

（一）二つの条約法条約相互の適用関係

ILCでの審議過程において、ILC委員、特に特別報告者のルテールは、自らが起草する条約草案と、条約法条約との関係をどのように考えていてか。ルテールが、第三報告書においてILCに提示した、原案の第一条(こ)

の草案の範囲)は、「この草案は、国家と国際機構との間又はそれ以上の国際機構相互の間で締結される条約に適用する。条約法に関するウイーン条約の第三条(c)は、そのような条約には適用がない⁽¹⁾」というものであった。この第一条第二文の追加の理由は、彼によれば、六九年条約の第三条(c)(六九年条約の範囲外の条約でも、その内の国家間関係には、六九年条約の適用は妨げられないとする規定)に注意を向けることにより、さらに、この第二文は、当該草案が発効して条約になった場合には、その存置を正当化されない。なぜなら、ある条約の当事者である二つの国家と一つの国際機構が、二者ともに、この草案が発効した条約の当事者でもあるならば、当該二国家間の条約関係も、この草案の規則によつて規律されるのが当然のことだと、彼は考えていたからである。⁽²⁾

委員のヤッシーン(Mustafa Kamil Yasseen、イラク)は、新条約(八六年条約)の方が条約法条約に優先するのは当然のことであるから、第二文は余分であるとした。また、ウストール(Endre Ustor、ハンガリー)は、このような内容に関する決定は時期尚早であると述べたが、内容自体に反対したわけではなかつた。ルテールは、これらの意見を聞いて、第二文の削除に同意しているが、彼はその際に、ILCの注意を、本草案とウイーン条約の関係という問題に向けたことで、削除された第二文も、その役目の一端は果たしたと述べていた。⁽³⁾

こうして、原案第一条から第二文は削除された。これに関する議論が、再びILCにおいて俎上に上ることは無かつたが、少なくとも一部の委員が、八六年条約は、六九年条約に対し特別法の地位、すなわち、条約法条約という一般法を破る位置付けにあると理解していたことは明らかである。⁽⁴⁾この理解に基づけば、国家間条約に国際機構が加入することによって、当該条約を規律する法は、八六年条約の規則に換わることになる。したがつて、六九年条約を基本に据えて、その規則の維持を図る「パラレリズム」アプローチは、国家間条約関係の安定性確保に資する装置としての性格をも帯びることになる。

(二) 一九八六年ウィーン会議における議論

以上のように、条約法条約相互の関係についての規定は、ILC草案からは姿を消したが、会議に招請された各國政府の多くは、そのような規定の復活を望んだ。⁽⁵⁾しかし、八六年条約第七三条の規定から明らかに、会議で採択された規定は、国家間の条約関係には、六九年条約が優先的に適用されることを「確認」するものであつたから、それは実際には復活ではなかつた。第七三条によれば、「二以上の国と一又は二以上の国際機構との間の条約の下における一九六九年の条約法に関するウィーン条約の当事国である国と国との間の関係は、当該条約により規律される」。この規定は、ルテールが、原案第一条への第二文の追加により意図していた、六九年条約第三条(c)の適用の排除とは、完全に矛盾する。

条約法条約相互の関係を規律する、この新条項の提案は、第四回全体会議で為された。英國代表が、草案第三条（この草案の適用範囲外の国際的合意）に関する見解の中で、次のように述べたのがそれである。「一九六九年条約と、この条文草案との間の関係に関する問題もまた存在する。前者の第三条（c）の明確な意図は、たとえ、一又はそれ以上の国際機構が国家間条約の当事者になつたとしても、そのことは、当事国間の関係の第一次性（primacy）になんら影響を及ぼさない」ということである。そのような状況は維持されるべきである⁽⁶⁾。この主張は、草案第三条自体への提案としては実現されなかつたが、新条項の提案としての役割を果たし、それが現在の第七三条の基礎となつたのである。⁽⁷⁾

各国が、両条約の関係を定めることにこだわった背景には、二つの条約法条約それぞれが規定する、紛争解決手続の相互関係への考慮があつたとされる。⁽⁸⁾六九年条約が規定する、強行規範（jus cogens）が関わる紛争について

は国際司法裁判所の強制管轄権を認める、という手続⁽⁹⁾を勝ち取った、主に西側先進国から成る諸国は、ILCの草案に対し、六九年条約と同じレベルの手続に接近させるための修正案を提出したが、それが採択されるかは疑わしい状況であった。そのため、国家間条約関係を条文草案から切り離すことで、六九年条約の紛争解決手続の適用を、国家間関係については維持しようとしたのである。ところが、一九八六年三月二〇日、すなわち、条約全体の採択当日に、国家のみが当事者となつている紛争については、六九年条約と同様の手続を適用することを定めた第六六条が採択された⁽¹⁰⁾。したがつて、先の観点から言えば、第七三条挿入のための提案は、その実際的意味を失つたことになる。

いずれにせよ、八六年条約に第七三条のような規定が挿入されてしまうと、「パラレリズム」アプローチの、国家間条約関係の安定保障装置としての機能は、無用となるかもしれない。しかし、第七三条の挿入が望まれたのが、先に見てきたように、国家間に適用される紛争解決手続の統一を図るためだつたのだとすれば、国際機構に関する限り状況は変わっていない。したがつて、第七三条によつても、六九年条約と八六年条約は、その相互の関係を断絶させられたわけではない。国際機構締結条約にも、国家間条約と同じ規則が基本的には適用されるべきであるという意識は、依然として働いていたと言えるだろう。

第二節 条約法条約における条約締結能力と条約の有効性

本稿の主張は、結論を先取りして述べると、次のようなものである。すなわち、六九年条約における国家とは異なり、国際機構の条約締結能力は、原則的に、その行使範囲は制限されている。しかし、条約締結の際に与えた同

意の無効を主張する際に適用される、八六年条約の第四六条では、国家が国内法を援用するための要件と、「国際機構が「国際機構の規則」を援用するための要件は、全く同じ規定内容になっている。そのことは、六九年条約と内容及び形式において一致すべしとの「バラレリズム」の要請が、原因として働いたからだと考える。そして、「バラレリズム」の要請は、八六年条約の起草過程において、ILCが、国家の国内法と、「国際機構の規則」との性質の相違に、妥当な考慮を払う機会を奪い、そのことが、国際機構の条約締結能力の欠如と、機構が与えた同意の有効性の問題との間の矛盾を生じさせたと考える。

つまり、六九年条約との「バラレリズム」が、八六年条約に、上記のような矛盾を生じさせたと考えるのであるから、六九年条約において、条約締結能力の欠如と条約の有効性の問題が、いかなる関係のものとして捉えられていたのかを検討しておくことは、上記のような主張を為すための前提として重要であろう。

条約法の特別報告者ローテーパクトが、一九五三年に提出した条約法草案は、第一部「条約の定義及び性質」、第二部「条約の締結」及び第三部「条約の有効性の要件」に分かれており、条約締結能力に関する第一〇条（当事者の能力）は、第三部に置かれていた。⁽¹²⁾第一〇条は、「当事者の条約締結能力に対する国際的制限を無視して締結された文書は、条約として無効である (is void as a treaty)」と規定する。重要なのは、条約締結能力の違反に関する当該規定が、第一一条「代表者の能力（条約締結権限に対する憲法上の制限）」、一二二条「強制の不存在」及び第一三条「詐欺の不存在」等と共に、条約の有効性に関する第三部に置かれていたことである。六九年条約で言えば、第五部（条約の無効等を扱う）にあたる部に、条約締結能力の欠如の効果が条約法上規定されていたわけである。要するに、形式的に有効な文書の実質的有効性についての判断基準として、換言すれば、無効原因として、条約締結能力の違反は、特別な位置付けを与えられていたわけではない。国内法上の条約締結権限の違反、あるいは

その他の無効原因と同列に、しかし別々の無効原因として、扱われていたのである。⁽¹⁴⁾

条約の有効性について、より詳細な草案を起草したフィッツモーリスは、条約法草案全体を、第一章「条約の有効性」と第二章「条約の効力」に分け、さらに前者を第一部「形式的有効性 (formal validity)」、第二部「実質的有効性 (essential validity)」及び第三部「時間的有効性 (temporal validity)」に分けて、それぞれにつき一本の報告書を提出した。⁽¹⁵⁾ 条約締結能力についての規定は、第二部のB項（実質的有効性の特定要件）の第八条（条約締結能力）であり、この草案でも、条約締結能力の欠如は、他の無効原因と同列に扱われていた。そして、注目すべきは、実質的有効性の要件が満たされない場合の効果に関する、第二部C項の第二三条（実質的有効性の欠如についての主張を立証するための手続）第一項の規定である。同項の前段においては、形式的に成立した条約の実質的有効性を問題にして、当該条約の無効が主張される場合には、かかる事柄の性質上争いが生じやすいこと、そして、条約が形式的には締結されてしまったこと自身、当事者の責任であることから、一方的にその無効を宣言することはできないと規定されている。そして同項後段は、（前段に述べられた）「このことは、無効原因として主張されるものが、関係主体の国際的条約締結能力の生来的欠如である場合であつても、適用する」⁽¹⁶⁾ と規定されているのである。つまり、すでに形式的要件を満たした条約について、その無効を主張するためには、条約法上の要件及び手続に従うべきことが、ここで極めて明確に述べられているのである。

六九年条約の直接の基礎となつた、ウォルドックの草案では、条約締結能力に関する第三条（条約当事者になる能力）は、条約の有効性ではなく、条約の締結に関する部に置かれることになつた。しかし、この配置の変更は、彼が、（起草の目的が、法典（code）の作成ではなく、）条約の基礎として草案の作成を目的とするのであれば、いかなる種類の法人（legal persons）が、条約締結のために必要なかを、条約の締結に関する形式の一部として、

「条約の締結」の部にも置くべきと考えたことによる。彼は、国際法上の条約締結能力には、以上のような形式的な問題と、国際法の下で条約だと主張される合意の有効性の問題という、二つの側面があると考えた。⁽¹⁷⁾

ILCにおける、この第三条に関する説明で、彼は、条約締結能力に対する制限、特に条約から生じる制限の問題は、条約の実質的有効性、存続及び終了に関する、次回に提出する草案で扱う、と明確に述べていた。⁽¹⁸⁾ 要するに、ウォルドックは、条約締結能力には二つの側面があるから、それを二つの場所で取り扱うこととしたのである。⁽¹⁹⁾ しかし、実際に提出された、第二報告書の条約の有効性に関する部分には、条約締結能力の欠如の問題は含まれなかつた。第二報告書の説明によれば、彼は、第一報告書の第三条で規定された能力に関して、ILCが採った態度に鑑みて、能力の欠如による無効の問題を、実質的有効性を扱う草案から除外したという。⁽²⁰⁾ このILCの態度とは、当初ウォルドックが第三条での言及を予定していた⁽²¹⁾、条約締結能力の制限が問題となりうる主体である非独立国（dependent State）、連邦（federation）又は連合（Union）、そして国際機構について、草案の対象からその除外が、「こと」とく決定されたことを指しているものと思われる。すなわち、草案の対象は、国連憲章等で言及される「国家」、つまり、「国際法の目的のための国家」のみになった。国際法主体としての地位に起因する、条約締結能力の制限の問題は、こうした国家については生じないから、条約締結能力の問題は、条約の有効性との関係では、考慮される必要性を喪失したのである。⁽²²⁾

ところで、条約締結能力の制限には、主体の地位（status）に起因する、生来的（inherent）な制限（欠如）と、一定の条約の締結を禁ずる国際法上の義務から生じる、実際上の制限とが存在する。紙幅の関係から言及は避けたが、このことはローターパクト、フィツツモーリス及びウォルドックの三者共に採っていた立場である。実際上の制限については、条約目的の違法性あるいは前の条約に抵触する条約の問題として、条約締結能力の生来的制限の

問題と共に、条約の有効性の枠内で議論されてきたものである。また、それらは国際法上の制限である点で、国内法上の制限とは明確に区別されて論じられてきた。

要するに、その主体の地位に起因して条約締結能力の欠如が問題となりうる国際法主体が、条文草案に残されていたならば、ウォルドック草案も、条約の有効性の部において、条約締結能力に違反して締結された条約についての規定を、国内法上の条約締結権限に関する規則の違反についての規定や、強行規範に違反する条約を扱う規定等とともに、残しておいたであらうと、考えることがやむを得ないであら。

注〔第一章〕

Reuter, Third report, U. N. Doc. A/CN.4/279, *ILC Yb.*, 1974, vol.II, pp.135-52, at 137.

ILC Yb., 1974, vol.I, p.125, para.12.

Ibid., p.128, para.34 (Yasseeen); p.131, para.9 (Ustor); p.131, para.13 (Reuter).

(4) (3) (2) (1)
E. W. Vierdag, "Some Remarks on the Relationship between the 1969 and the 1986 Vienna Conventions on the Law of Treaties", *Archiv des Völkerrechts*, vol.25, 1987, pp.86-7.

K. Zemanek, "Unrecorded History", pp.677-8.

OR 1986, vol.I, p.52, para.16.

(7) (6) (5)
英國の他に、カーネギルト及びイタリアも提案を為し、前二者の提案が、現行第七二三条の基礎を成してゐる（E. W. Vierdag, "Some Remarks", pp.83-6）。又トロア案は、「諸国家は、彼ら相互の関係に關しては、いの条約によって影響せられる」（Report of the Committee of the Whole, U. N. Doc. A/CONF.129/C.1/L.42, *OR 1986*, vol.II, p.79.）とする極端なものだつた。会議の

Expert Consultantを務めていたルテールは、「()の条文草案は、一九六九年条約の当事国の関係には、それらが()の条文草案の範囲に入る条約によ()て生じたものであ()る。当該〔六九年〕条約の規定が適用される、と()う()とを明確に述べる規定を必要とするだ()」(OR 1986, vol.I, p.55, para.46.) と述べて、英國の主張を全面的に承認し、六九年条約の第三条(c)が果たしてやめた役割の存続を認めた。

(8) K. Zemanek, "Unrecorded History", p.677.

(9) 小川芳彦「国際法上のパス・ローメンス」『国際法の基本問題』(有斐閣、一九八六年)、二六一八頁参照。

(10) Hubert Isak & Gerhard Loibl, "United Nations Conference on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations", *Österr. Z. öffentl. Recht und Völkerrecht*, vol.38, 1987, pp.72-7. 条約法条約の紛争解決手続の起草過程及びそ()の問題点につ()ては、坂元茂樹「条約法条約における紛争解決手続をめぐる問題」『国際法外交雑誌』七八巻一・一合併号(一九七九年)、七九一一七頁を参照。

(11) ルテールも、条約法条約相互間の関係の不明確さが問題を生じさせるのは、それらが異なる紛争解決手続を備えた場合のみであるとしていた。OR 1986, vol.I, p.55, para.46.

(12) Report by Mr. H. Lauterpacht, Special Rapporteur, A/CN.4/63, ILC Yb, 1953, vol.II, pp.90-162, at 92.

(13) 能力に対する国際的制限を越えた部分につ()ては、能力を欠()いてゐるこ()う意味で「欠如」こ()う言葉を使用する。ローターパクトは国際機構についても能力の制限として言及してゐる(*Ibid.*, p.137.)。

(14) ローターパクトは、コメントアリーでも、第一〇条のような規定の存在の必要性を強調してゐた(*Ibid.*)。

(15) 第一章的一般規定第三条(有効性的概念)によれば、第一部は、ローターパクト草案の第二部に該当し、第一部が同じくローターパクト草案の第三部にあたる)とが分かれ。Report of the Commission to the General Assembly, A/4169, ILC Yb, 1959, vol.II, p.97.

- (16) Third report by G. G. Fitzmaurice, Special Rapporteur, A/CN.4/115, *ILC Yb.*, 1959, vol.II, p.28.
- (17) First report on the law of treaties, by Sir Humphrey Walcock, Special Rapporteur, A/CN.4/144, *ILC Yb.*, 1962, vol.II, p.36. 彼は、条約の基礎には、条約締結の手続的側面のもう完全な記述が必要だと述べた。法典の作成ではなく、条約となるべき草案の作成を決意したり、^ル条約締結については、その有効性の側面から、手続の側面に、委員会の力が集中したと捉えたのである (*Ibid.*, p.30.)⁶
- (18) *ILC Yb.*, 1962, vol.I, p.58.
- (19) See also, *ILC Yb.*, 1962, vol.I, p.61, para.50 (Mustafa Kamil Yasseen, Iraq); p.193, para.94 (Herbert W. Briggs, United States); p.60, para.43 (Milan Bartos, Yugoslavia).
- (20) *ILC Yb.*, 1963, vol.II, p.38.
- (21) *ILC Yb.*, 1962, vol.II, pp.35-6.
- (22) 非独立国に限らず、^ル規定は、過去の遺物として、特に先進国以外からの影響による批判を免れ、削除された例があった。See, e.g., *ILC Yb.*, 1962, vol.I, p.59, paras 28-31 (Grigory Tunkin, USSR); pp.70-1, para.90 (Abdullah El-Erian, United Arab Rep.).
- (23) それらについては、主権が、連邦政府に委譲された場合の構成国に保持される場合の双方を含むとしている。実際には、第一項の問題だといわれた。*Ibid.*, p.240, para.18 (Briggs); p.194, para.100 (Shabtai Rosenne, Israel).
- (24) したがって、国際機関は、やく時延で、条約の有効性についての考察の対象かではなく、除外されたものである。
- (25) Draft articles on the law of treaties with commentaries, *ILC Yb.*, 1966, vol.II, p.192 (Commentary to article 3, para.4.)⁷ ルトールガバス・ローベンベに閲覧して提示した第三条の文書案は、いざがんばるやう。*ILC Yb.*, 1965, vol.I, p.25, para.35.

第一章 国際機構条約法条約における国際機構の条約締結能力

いじからば、はじめに述べた通り、八六年条約の各条文の起草過程を整理・分析する」とし、それらを考察するための素材の抽出を行う。⁽¹⁾まず本草では、国際法主体としての国際機構の特殊性から、国際機構の条約締結能力が、「国際機構の規則」によって示される、当該機構の目的及び機能の範囲内に制限される」となる過程を明らかにする。

第一節 第六条「国際機構の条約締結能力」の起草過程

(一) 国際法委員会における議論—第一読会

第三報告書において提案された原案第六条は、次のようなものであった。

Article 6. Capacity of international organizations to conclude treaties

“In the case of international organizations, capacity to conclude treaties is determined by the relevant rules of each organization.”

第六条（国際機構の条約締結能力）

「国際機構に関しては、条約締結能力は各機構の関連規則によって決定される。」

ルテールのコメンタリーによれば、ILC委員の見解には、それぞれに尊重されるべき二つの傾向がある。その一方は、国際機構の条約締結能力の範囲を拡大させようとする傾向であり、他方は、国際機構の設立文書に示された、加盟国の意思を尊重しようとするものである。彼は、国際機構の多様な状況に対応しうるような、十分な柔軟性を有する一般的な文言に向けて、この二つの傾向が収束して行くことを、強く希望していた。⁽³⁾しかし、彼の希望にも拘らず、この二つの傾向は、国際機構の条約締結能力に関する議論全体にわたって、対立し続ける。ところで、ルテールにとって、最も重要な問題は、「すべての国際機構は高度に特殊性を備えた実体であり、それらはアブリオリには、互いに同質的なものとはされえない」⁽⁴⁾ということであった。主権平等の原則が働く国家とは異なり、国際機構は「根本的に不平等」な存在である。彼にとっては、この点こそが、国家と国際機構との違いを明確に浮かび上がらせるのである。したがって、国際機構の条約締結能力に関しては、「個々の機構の憲章的自律性（constitutional autonomy）という基本的規則を示さなければならない」との考えが、原案第六条に示されたのである。⁽⁵⁾

しかし、彼は、以上の見解にも拘らず、国際機構の国際法主体としての存在を許容しているのは、結局のところは、一般国際法であることが認められなければならないとも述べた。そして、そのことを表現した代案も示し、彼自身は、その代案の方が好ましいとしていた。⁽⁶⁾

第三報告書を審議した、ILCの第二六会期では、この原案第六条に委員の議論が集中した。他の条文に対しては時間的考慮から発言を控えながら、第六条については意見を述べるという委員が多かったのである。まず、ルテールの原案に対する異議について言えば、その異議の理由は、すべて同じ点に向けられていた。すなわち、異議を唱えた委員たちは、原案の文言を、国際機構の条約締結能力の源泉についての問題までをも、一般国際法ではなく、

国際機構の規則に依存させたものと解釈し、そのような原案の文言には賛成できない旨を、その異議の理由としていた。例えば、タメス (Arnold J. P. Tammes、オランダ) は、「いかなる法システムにおいても、能力は外的な源泉により与えられる。法的実体は、決して、自らに一般的能力を与えることはできない。その能力を制限することができるのである」と述べて、ルテールの代案を支持した。異議を唱えた他の委員も、一様に代案を支持していた。⁽⁸⁾

しかし、ILC全体としては、原案を支持する見解が大勢であった。ところで、賛成派においては、反対派とは対照的に、国際機構の条約締結能力に対する考え方については、必ずしも見解の一一致がみられていたわけではない。例えば、モレノ (Alfredo Martinez Moreno、エル・サルバドル) は、すべての国際機構が条約締結能力を有することを否定できないとし、反対派と同様の見解を示していたのであるが、国際機構の条約締結能力が、個々の機関の関連規則によって決定されると規定している原案は、そうした彼の見解を、黙示的に承認しているに等しいとした。⁽⁹⁾

他方で、賛成派であっても、ウストール (Endre Ustor、ハンガリー) は、国際司法裁判所が国連損害賠償事件に対する勧告的意見において述べた見解⁽¹⁰⁾を引用しつつ、原案第六条にいう「各機関の関連規則」は、機関を創設した国家の意思が示された設立文書、その他すべての関連文書を意味し、それによって国際機関の条約締結能力が決まるとするのであるから、実質的に受け容れ可能だとしていた。つまり、加盟国意思の重要性を強調する立場であった。

原案に対する賛成派の、三つ目の見解は、原案第六条の採用する法的立場ではなく、同条の便宜性を評価するものであった。例えば、ヤッシーンによれば、第六条は、ある事実を述べているのみであって、この主題に関する様々な理論的立場に予断を下していない、非常に良くできた草案であり、反対に、対案は、中立性が低く、理論的立場の表明に近いために受け容れられない。⁽¹¹⁾また、クウェンティン・バクスター (Robert Q. Quentin-Baxter、ニュージーランド) も、原案第六条が採択されたとしても、ILCが、国際機関の条約締結能力に固有の問題について、何ら

かの重要な進歩をもたらしたと解されるべきでないとしていた。⁽¹³⁾

要するに、委員の見解は多種多様で、それらを一つにまとめられるような状況ではなかった。以下の、ルテールによる総括は、そのことを如実に物語っている。すなわち、彼によれば、国家が、国際機構という国際法主体を生み出す権限それ自身は、国際法から導出されるものであり、第六条の原案にも、そのことは默示されている。また、原案の主要な利点は、国家意思、社会的現実及び国際機構の自律性を、同時に尊重している点にあるとされた。つまり、彼の原案は、國家の意思が国際法の唯一の源泉だと考える者、この問題に関する現実の状況という側面を強調する者、そして、国際機構の創造的権限への制限を畏れる者の三者を、それぞれ満足させうるのであった。⁽¹⁴⁾

起草委員会によって示された、第六条の文言においても、一般国際法への言及は為されなかつた。他方で、「決定される（determined）」という言葉は、「規律される（governed）」という言葉に代えられた。後者の言葉に期待された意義は、国際機構の関連規則は、当該機構の条約締結能力の源泉ではなく、その範囲についてのみ関与する、というニュアンスを出すことについた。⁽¹⁵⁾ 起草委員長ハンブローによれば、この第六条の文言は、草案が、国際機構の地位に関与するものではないという明白な事実に基づいて為された、妥協の産物であつた。⁽¹⁶⁾ そして、それについては、委員達によつて概ね支持が表明された。⁽¹⁷⁾ 草案第六条は、妥協の産物のまま、第一読会の採択を受けたのであつた。

（二）国連総会第六委員会での議論及び政府・国際機構からのコメント

ILCは、個人の資格において選出された委員により構成され、そこで表明される意見は、委員個人のものであ

つて、必ずしも、その所属する国家の立場を表すものではない。⁽¹⁸⁾ したがって、各国の利害が一層激しく対立するのでは、ILCの報告を審議・採択する、国連総会や外交会議の場ということになる。本項では、第一読会の草案に対する、総会第六委員会での議論、そして、第一読会終了後に、各國政府と各國際機構⁽¹⁹⁾が、ILCの求めに応じて提示したコメントを分析し、それらの中から代表的見解の抽出を行う。

ILCにおいては、國際機構の条約締結能力について、理論的には、その源泉を一般國際法に求める立場、いわば、「一般國際法主義」とでも表現しうる立場と、その源泉を加盟国の意思に求める立場、すなわち、「加盟国意思主義」と表しうる立場との二つに、各委員の見解が分かれていた。⁽²⁰⁾ この二つの立場への分裂は、第六委員会での各代表の見解においても見られた。

前者の中でも急先鋒と言えるのは、六九年条約の起草段階で、國際機構が国家と同様に規律されることを望んでいた、米国であろう。同国代表の見解によれば、國際機構は国家と同様の法人格を有し、国家とほぼ同様に、条約に参加することができる。そして、國際機構の地位は、実際に國際法から生じているにも拘らず、ILC草案は、國際機構を、二次的地位にある主体と見做す危険を冒しているとされた。⁽²¹⁾ また、歐州經濟共同体(EEC)代表は、「國際機構は、[条約の] 主題が正当化する限りにおいて、条約の締結及び履行に関して、国家と同等の地位に置かれるべき」と述べていた。⁽²²⁾

しかし、それとは反対に、国家と國際機構の相違を強調する見解の方が多数派であった。例えば、「國際機構の権限は加盟国の意思に基づき、機構によって締結される協定は、加盟国の明示の同意を要する」。「國際機構の権限は、特に条約に関し極めて制限されており、国家と同等の地位には立ちえない」。「国家と國際機構の性格の相違が、自身及び他者について約束をする能力に関して、それらに同じ地位を与えることを絶対的に不可能にする」といつ

た見解が、広く表明されていたのである。²³⁾

とにかく、上記いずれの立場を採るにせよ、国家と国際機構は、能力に関して、一應は異なる存在であるという認識が、一般的見解であった。²⁴⁾その意味で、米国の見解には行き過ぎの感が否めない。他方で、国際機構の条約締結能力の、厳密な意味での相違については原則的に一致しながら、その源泉についての対立は、ILCにおけると同様に、調和されえなかつた。²⁵⁾後に見るようく、ウイーン会議における条約採択の段階でも、双方の立場の対立は続いていたのである。

（三）国際法委員会における議論—第二読会

草案第六条に関する、ILCの第二読会での審議では、実質的な議論は何も為されなかつたと言つてよい。ルテールは、第一読会で採択された条文を提示した後で、「第六条は変更されるべきではない。それは本委員会における長い議論の主題であり、この点に関しては総会第六委員会でも、非常に衝突した見解が表明されてきた。この条文に対するいかなる変更も、重大な困難を引き起²⁶⁾こすであろう」と述べ、他の委員たちの注意を喚起し、牽制した。そして、ルテールの意に反するような見解は出されなかつた。第六条に変更を加えないというのは、ILCの意見でもあつたと言えよう。起草委員会でも変更は為されず、結局第六条は、第一読会で採択された条文のまま第二読会を通過して、ILCの最終草案となつた。

このように、ILC最終草案第六条は、妥協の結果として作成された条文であつた。そして、妥協が成立したのは、その文言についてのみであつて、その含意についてではなかつた。妥協に至る過程で、ILCによつて目指さ

れたのは、何らかの結論あるいは合意に到達することではなく、いかにして確定的な結論が導出されないような規定を編み出すかということだったのである。

(四) 一九八六年ウィーン会議における議論

ウィーン会議における、ILC最終草案第六条に関する審議は、全体委員会 (Committee of the Whole) の第六回会合で行われた。草案第六条に対しては、三つの修正案^案が提出されたが、いずれも支持を得られず、それらは後にすべて撤回された。

草案第六条に関する議論の焦点は、ILC草案をいかに修正するかという点よりも、その文言が、どのように理解されるべきかという点に向けられていた。国際機構の条約締結能力に関する、相対立する見解のどちらにも受け容れられるよう柔軟な規定として起草された文言は、当然の結果として、対立する見解の双方に、それぞれ自由な解釈を許容したのである。

「一般国際法主義」に立つ諸国の代表は、設立文書等の規則が条約締結能力について沈黙していれば当該機構はその能力を否認されている、と結論することは不合理であると主張し、そして、国際機構の条約締結能力は、一般国際法の下で默示的に与えられていると結論する。この立場の諸国にとつても、設立文書は、加盟国の意思の表明という点で、機構の条約締結能力の基礎であるとされる。しかし、設立文書が条約締結能力を定めていなくとも、当該機構の設立目的を達成するのに必要ならば、機構は、そのような条約を結ぶ能力を有するのであり、その能力が否定されるのは、設立文書が明示的に禁止している場合に限られるとされる。例えば、スイス及びインド代表は、

第六条についての ILC コメンタリーの第二項を引用して、「国際機関の規則」は、機関の条約締結能力を評価する (assess) ものだとし、草案第六条は、そのことを示すものだと述べた。⁽²³⁾

また、設立文書の多くが、条約締結能力に関する規定を置いていない状況で、現実には、数多くの国際機関締結条約が存在するという事実は、先の主張を支える、動かし難い証拠となる。ウイーン会議の参加者に対し、こうした現実を尊重するアプローチを求める主張は、特に、国際機関の代表により為された。例えば、世界保健機関 (World Health Organization, WHO) の代表は、現実的アプローチの必要性を強調し、「国際機関は長年に亘り条約を結んできた。たとえ設立文書が規定していない場合でも、その権限を否定することは、もはや不可能である」と述べた。同代表によれば、ICJ が、WHO とエジプトとの間の協定を解釈した際にも、WHO の規則に、条約締結能力に関する規定が無いことは問題とされなかつたのである。⁽²⁴⁾

これに対し、「加盟国意思主義」の諸代表は、第六条から、上記の代表が求めたものとは、異なる意味を引き出そうとしていた。例えば、ソ連代表は、すべての国際機関が条約締結能力を有するわけではないとし、「ILC の第六条の定式は、国際機関の条約締結能力の性格の正確な反映である」と述べたが⁽²⁵⁾、そのような解釈のためには、草案第二条一項 (j) に対して提出された、五カ国共同修正案（次節参照）の採択が必要だとも述べた。第二条一項 (j) は、「国際機関の規則」を定義する規定であり、第六条とは、当然のことながら密接な関係に立つ。ソ連代表が採択を望んだ五カ国修正案は、簡単に言えば、国際機関の規則の中でも、設立文書に卓越した地位を与え、決定・決議及び確立した慣行については、設立文書に従う限りで、その有効性を承認するものであつた。ILC 草案の第二条一項 (j) においては、設立文書とその他の規則が並置されているために、例えば、設立文書と慣行との優劣関係は、不明確であった。「加盟国意思主義」の代表は、そのほとんどが、上記五カ国修正案の採択を条件

として、ILC草案第六条を支持するとしていた。設立文書の優越性さえ明確にされなければ、第六条については、あまり関心を払う必要は無くなるからである。⁽³²⁾

こうして、国際機構の条約締結能力に関する対立の場は、「国際機構の規則」をキーワードとして、第二条一項(j)に移行したことが分かる。対立する立場の双方が、柔軟に起草された第六条自体の解釈にこだわるよりも、「国際機構の規則」の定義を利用した方が得策だと考えたのである。⁽³³⁾国際機構の条約締結能力の問題に予断を下さないための、妥協の産物である第六条は、明確な実質を備えることなく完成を迎えたと言えよう。つまり、第六条によれば、国際機構の条約締結能力は、個々の機構毎に異なる個別的なものであることが分かる。しかし、条約締結能力を具体的に規定するのが、「国際機構の規則」であるならば、次節で検討する、第二条一項(j)の方が、実際的な重要度の高い問題であると言えるのである。

第二節 第二条一項(j)「国際機構の規則」の起草過程

(一) 「国際機構の規則」の定義の必要性

八六年条約を概観すると、「国際機構の規則」の定義が、同条約中に規定されていることは、ごく当然のことのように思われる。そして、前節に見たように、ウイーン会議においても、そのような定義は、第六条との相関を強調され、重要視されていた。そして、ルテールも、第一〇報告書において、それらの関係の**重要性**を認めていた。⁽³⁴⁾しかし、彼は、「国際機構の規則」を定義する条文、すなわち、第二条一項(j)を、当初から用意していたわけ

ではなかつた。彼が、その第三報告書で、第一条から第六条までの原案を提出した時点では、その第一条一項に(一)号は含まれていなかつたのである。

「国際機構の規則」を定義する必要性は、ILCの第一九会期（一九七七年）、第二七条の審議の際に、はじめて提起された。その経緯については、同年の国連総会への年次報告で、説明が為されている。すなわち、ILCは、第二七条が第一読会で採択されるまでは、「国際機構の規則」という言葉を、国家の「国内法」と対応するものとして使用していた。「国際機構の規則」という語は、六九年条約の第五条で使用され、審議中の草案も、第二条二項及び第六条で、その語を使用していた。しかし、それらの条文を審議した時点においては、「国際機構の規則」を定義する必要性は、認識されなかつた。⁽³⁹⁾ そのために、第二七条二項の原案では、国家が、その国内法を、条約義務の不履行の理由として援用できないとの原則が、そのまま、国際機構と「当該機構の規則」にも当てはまる規定の仕方となつていた。したがつて、「国際機構の規則、例えば設立文書は、それ自身が条約であり、国家の国内法とは性格を異にする」と強調する委員から、「国際機構の規則」の定義を通して、それと国内法との相違を更に深く検討する必要性が唱えられたのは、自然なことであつた。

「国際機構の規則」の定義について提案された解決策は、一九七五年の「普遍的国際機構との関係における国家代表に関するウイーン条約⁽⁴⁰⁾（以下、七五年条約）」の第一条一項（三四）における定義を、そのまま転用するといふものであった。⁽⁴¹⁾ ILCは、この解決策が暫定的なものであることを銘記しつつ、七五年条約第一条一項（三四）の文言を、以下に示すように、そのまま条文草案の第二条一項（一）として、第一読会で採択した。

Article 2. Use of terms

- “1. For the purposes of the present articles : (j) ‘rules of the organization’ means, in particular, the constituent instruments,

第一條（用語）

「一、この条約の適用上、(一)『国際機構の規則』とは、特に、当該機構の設立文書、関連する決定及び決議並びに当該機構の確立した慣行をいう。」

(II) 第六委員会及び「メメントにおける見解

ところで、条約締結能力に関する第六条では、「加盟国意思主義」、「一般国際法主義」、そして国際機構の創造的発展を重視する立場の対立⁽³⁸⁾が収束しないまま、条文自体は、二者共に受け容れ可能な、妥協的文言に落ち着いた。その結果、「国際機構の規則」の定義が、にわかにその重要性を高めたことを察知してか、第六委員会及びコメントでの、第二条一項(一)に関する主張は、厳しく対立した。

「加盟国意思主義」の見解からは、(一)号において、「確立した慣行」が、設立文書と並置されていることに警戒感が示された。全加盟国間の合意を示す設立文書に、国際機構の能力は基礎付けられなければならない、国際機構の規則となる慣行は、設立文書に従つて確立したものに限定されなければならない。そして、その立場からは、「特に(in particular)」とこう挿入句は、(一)号が例示列挙であることを意味するから、設立文書以外のものの侵入を認めぬことにつながるので、削除されなければならない。

他方、「一般国際法主義」及び国際機構の発展の阻害を危惧する立場にとつては、機構の規則は、既に存在している規則と将来において確立するかもしれない規則の両方を含まなければならず、それには、成文での明示を要す

る」となく機構の活動を導く、「慣行」が含まれる。⁽⁴⁰⁾ したがって、国際機構の「慣行」は、国際機構締結条約を規律する法の、「本質的な源（essential source）」である。よって、「慣行」が、（j）号に含まれるのは当然のことであり、むしろ、「確立した」という限定句の存在が、国際機構の条約慣行の更なる発展を阻害しうるものとして、疑問視される」とになる。⁽⁴¹⁾

このように、両者の対立は、完全に反対の方向への主張として展開しており、それは、ILC草案を間に置いた、綱引きながらの様相を呈していた。

ILCの第二読会においては、ルテールが、慣行への言及を理由に、（j）号の有用性を強調し、また、「確立した」との文言に懸念を表明した多くの国際機構に対しても、「当委員会は、国際機構が、新しい慣行を確立させる可能性を、何らかの方法で凍結させようとは、決して意図していない」と配慮した上で、同号の定義は、変更を加えずに維持すべきだと述べた。⁽⁴²⁾ ウシヤコフは、「定義が定式化されているならば、ただ一つの言葉の削除でも全体の意味を変更するがあるため、そのままにしておくのがよい」と述べ、七五年条約の文言そのままか、条文草案の目的に完全に合致する、全く新しい定義を作るかのどちらかしないとしたが、結局のところ、「何がその規則を構成するのかを決定するのは国際機構自身であるという事実」を忘れるべきではないと注意を喚起した。⁽⁴³⁾ そして、第二読会で採択された条文も、七五年条約の文言を、そのまま維持することとなつた。⁽⁴⁴⁾

このように見ると、当初は暫定的とされていたにも拘らず、七五年条約の実定法上の定義の採用が、決定的な役割を果たしたと言えることができよう。

(三) 一九八六年ウィーン会議における議論

論

ウイーン会議においては、ILC草案の(j)号に対し、四つの修正案が提出されたが、その内のギリシャ案及びメキシコ案は、全体委員会において、特別に組上に上ることはなかつた。⁽⁴⁵⁾他方で、白ロシア、東ドイツ、ポーランド、ウクライナ及びソ連による、五カ国共同修正案が、広く議論の対象になつたことは、前節で述べた通りである。しかしながら、五カ国修正案の文言は、機構の設立文書と確立した慣行が、並列関係にあるとも解しうるものであつた。提案国の一つである、東ドイツの説明によれば、国際機構の慣行も、設立文書に従つてゐる限りで、機構の規則の基準として利用されるのであり、こうした考えが、五カ国修正案には反映されている。⁽⁴⁶⁾四つの修正案の内、最後の中国修正案は、五カ国修正案では、設立文書と慣行との関係が、やはり誤つて解釈されうるとして、その不明確さを除去するために提出されたという。⁽⁴⁷⁾しかし、中国案は、(j)号を起草委員会へ付託することが決定された後に提出されたため、全体委員会での議論の対象とはならなかつた。したがつて、会議の議論は、ほとんどILC草案と五カ国修正案とについて為されていた。

ILC草案と五カ国修正案との相違は、簡単に言えば、設立文書と慣行との、どちらをより重視するかの違いであつた。五カ国修正案は、「加盟国意思主義」に基づいており、同案によれば、たとえ「確立した慣行」であつても、それが設立文書と抵触すれば、「国際機構の規則」とは見做されない。このような立場からすれば、設立文書と慣行とを並列させるILC草案は、国際機構の条約締結能力の源泉に関する、設立文書の卓越した役割に考慮を払つておらず、国際機構が、決議や決定あるいは慣行を通して、設立文書から離脱することを容易にするものであるから、明らかに欠点を抱えている。⁽⁴⁸⁾この立場を採る者が、条約締結能力に関するILC草案第六条を受け容れる

ための条件として、五カ国案の採択を挙げていたことが想起されよう。第六条の文言は、結局妥協的なものに落ち着いたため、そこでは、国際機構の条約締結能力の源泉を明確化することはできなかつた。しかし、その代わりに、（一）号において、自らの望む定義が得られれば、彼らの実際的な目的は達成される。五カ国修正案は、東ドイツ代表の先の説明によれば、設立文書以外に「国際機構の規則」となりうるものについては、その全てを、設立文書に従わせるからである。

他方、ILC草案第一条一項（一）の支持者は、国際機構の慣行の発展を妨げないことに、多くの考慮を払つていた。こうした見解は、国家、国際機構を問わず主張された。例えば、国連代表は、ILCへのコメントに統一、ウイーン会議においても、「確立した」という文言の削除を主張した。同代表は、そのような文言の維持が、機構の条約締結慣行の更なる発展を妨げ、将来起つるかも知れない変化に、適応しきれない状況が発生することを懸念していた。⁽⁵¹⁾このような立場からは、慣行と設立文書とを並列に掲げる、ILC草案の方が良いとされるのは、当然のことであろう。反対に、この立場からは、五カ国修正案は支持できるものではなかつた。

結局、いの（一）号を含めた第一条全体は、他の幾つかの条文とパッケージにされ、全体委員会議長のシルヴァ（Geraldo Eulálio do Nascimento e Silva、ブラジル）の議長権限下で開かれた、各代表間の協議において修正を加えられた。⁽⁵²⁾このパッケージには、本稿の主題である、第六条及び第二七条二項（次章参照）も含まれていた。そこでも合意された、第二条一項（一）は、次のよつた文言であった。

(1) : "rules of the organization" means, in particular, the constituent instruments, decisions and resolutions adopted in accordance with them, and established practice of the organization."

(一) 「『国際機構の規則』」⁽⁵³⁾は、特に、その設立文書、それに従つて採択された決定及び決議並びに当該機構の

確立した慣行をいう。」

説

したがつて、ILC草案では、すべて並列に置かれていた、「国際機構の規則」の構成要素の内でも、決定と決議は、設立文書に従つて採択されたものに限定されることになった。他方、慣行と設立文書とは並置される」とになつたが、「確立した」という文言は維持された。この文言では、慣行に対する、設立文書の優越的地位の主張は、取り入れられなかつたことになる。また、パッケージにおいて、「確立した慣行」という観念について為された主張が、将来、条約中のいづれかの場所、例えば前文中に反映される」とが了解され、その後に、第二条を全体として起草委員会に付託する」とが、全体委員会で決定された。⁵⁸起草委員会は、同号についてでは、変更を行わなかつた。

注〔第一章〕

- (1) ルテール第一、第二報告書の邦訳は、小川芳彦「国際機構の締結する条約（I）～（III）」『法と政治（関西学院大学）』二四巻一號（一九七三年）、二四巻四號（一九七四年）、二六巻三・四號（一九七五年）参照。また、第一読会までのルテール報告書とその審議の邦文要約は、金井英隆「国際組織締結条約に関する国際法委員会の審議（I）～（II・完）」『帝塚山大学論集』二九—三〇、三一—三九、四一、四五、四七—四九、五一—五六、五九、六〇、六一一、六六、六七号参照。
- (2) Nascimento e Silva, *op. cit.*, pp.468-9.
- (3) Reuter, Third Report, U.N. Doc. A/CN.4/279, ILC Yb, 1974, vol.II, part I, pp.135-52, at 146, para.4.
- (4) *Ibid.*, para.5. See also, P. K. Menon, "The Law of Treaties between States and International Organizations or between International

Organizations with Special Reference to the Vienna Convention of 1986”, *Revue de Droit International de Sciences Diplomatiques et Politiques*, vol.65 (4), 1987, p.264.

(5) ILC Yb, 1974, vol.II, part I, pp.146-7, paras.5-8.

(6) Ibid., p.150, para.20. “The extent of the capacity of international organizations to conclude treaties, a capacity acknowledged in principle by international law, is determined by the relevant rules of each organization.”

(7) Ibid., paras.21-2. 条約法条約第六条に「こゝせ、連邦制国家の州の条約締結能力の問題の削除」により、國家の条約締結能力を「明確に規定するもの」とし、その存在理由を失ったトヨタの譲和（See, e. g., Nascimento e Silva, *op. cit.*, p.469.）より、それが「存在価値が認められない譲和」（Neri Sybesma-Knol, “The New Law of Treaties : The Codification of the Law of Treaties Concluded between States and International Organizations or between International Organizations”, *Georgia J. Int'l & Comp. Law*, vol.15, 1985, p.441.）である。

(8) ILC Yb, 1974, vol.I, pp.136-7, paras.54-6 (Tammes); p.137, para.58 (Calle y Calle); p.136, para.51 (Ushakov); p.148, para.38 (Kearney). ベハヤコトトガ、後の審議に「該款を廢止」、「第六条が維持されるならば原案の方が良い」と述べた（See, *ibid.*, p.148, para.41.）。

(9) Ibid., p.145, para.9. 田村の記述によると、エドワード・ラムアンガントン（Alfred Ramangasaoavina, パタカスカル）。

(10) 「この機関の実体の権利義務は、その設立文書及び發展によってもた慣行における、特定あることは故意された目的及び機能に依存しなければならぬ」 Reparation for Injuries Suffered in the Service of the United Nations, *International Court of Justice, Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders* 1949, p.180. 「この意見によれば、以降を参照。橋西茂「ブルナム・ト伯殺害事件」田畠茂二監・大寿堂鼎編『ケースブック国際法〔新版〕』（有信堂高文社、一九八七年）、四七一五〇頁；Quincy Wright,

"Responsibility for Injuries to United Nations Officials", *AJIL*, vol.43, 1949, p.95.

- (11) *ILC Yb*, 1974, vol.1, p.147, para.27.
- (12) *Ibid.*, p.147, para.21. 何様の誤解といふか、韓国千桜（日本）、セッテ・カマラ（José Sette Câmara, ブラジル）がいたが、セッテ・カマラ自身は、先のウェスナーに近い見解であった (*Ibid.*, p.151, para.60.)。
- (13) *Ibid.*, p.149, para.47.
- (14) *Ibid.*, p.164, para.70.
- (15) ヤコバーハーの発言を参照。 *ILC Yb*, 1974, vol.1, p.235, para.57.
- (16) *Ibid.*, para.53.
- (17) E. g., *ibid.*, p.235, paras.57-62. タメスは、同条に関連して、後に第一七条又は第四七条を審議する際に問題を生ずる畏れがあると述べた (*Ibid.*, p.235, paras.56, 63.)
- (18) I-LCの継承、特に第六委員会からの自律性については、次を参照。Herbert W. Briggs, *The International Law Commission*(Cornell Univ. Press, 1965), pp.316-8. なお小川は、社会主義諸国やA·A諸国出身の委員はその本国の立場に密着した意見を述べるゝへの方が多いたまる（小川、前掲書、1111-1112頁）。See also, Paul Reuter, "La conférence de Vienne sur les traités des organisations internationales et la sécurité des engagements conventionnels", F. Capotorti (eds.), *Du droit international au droit de l'intégration : Libération et intégration dans le droit international* (Paris, 1987), p.545. 横川新「(資料) 国際法委員会第三回会期の審議概要」『国際法外交雑誌』八二(1983年)、七一一一頁も参照。本稿では参考のために、初出の委員の場合は、英文の氏名と共に出身国を示しておく。
- (19) 國際機構の見解といつても、それらが事務局によって作成される場合には、必ずしも加盟国の意思が反映されることは限らないことに注意すべしである。
- (20) 「一般国際法主義」又は「加盟国意思主義」という言葉を、国家や国際機構の主張に対しても充てる場合には、その全般的な

国際機構条約における国際機構の法的地位に関する一考察（一）（比屋定）

傾向に鑑み、「一般国際法主義」は、機構の能力は当該機構の規則が禁止しないもの一般に及ぶことへの主張を、「加盟国意思主義」は、機構の能力は全加盟国の合意に基づく範囲に留まるところの主張を、程度の差はあるべく、との意味を含める。植木俊哉の分類に従えば、いの対立は、国際機構の「国際法人格」の「根拠（淵源）」及び「範囲」についてのものと言えよう。根本の分類は、「国際法人格」の諸侧面に関するものであり、条約締結能力の問題とはレベルを異にするものではあるが、「条約締結能力は、明確に国際法人格の証拠である」（D. W. Bowett, *op. cit.*, p.341）などは、「効果」としての条約締結能力の、「範囲」について争いがある限りで、国際法人格は前提され得ると解しえる。植木、前掲「国際組織の概念と「国際法人格」」、四七一頁。

(21) *GAOR*, A/C.6/33/SR.40, para.9 ; *Ibid.*, A/C.6/35/SR.43, para.70.

(22) *ILC Yb*, 1982, vol.II, part 2, Annex, p.145. 「本題が正確化する限り」もさへ留保を考えねば、田代の立場は、微妙ではある。

(23) *GAOR*, A/C.6/33/SR.41, para.6 (Rwanda) ; *ibid.*, A/C.6/34/SR.47, para.48 (Ukrainian SSR) ; SR.48, para.34 (Morocco), 1) ドルワハダ及ぶハクライナ代表が述べ「権限（competence）」と「能力（capacity）」を擇」するに際し差」支えなる所れど。

(24) *ILC Yb*, 1981, vol.II, part 2, Annex II, p.186 (Federal Republic of Germany) ; pp.196-7 (United Nations, para.2) ; *ibid.*, 1982, vol.II, part 2, Annex, p.137 (International Atomic Energy Agency [IAEA], para.3).

(25) アルゼンチン代表バルボサ (Barboza) も、一言ひだり、総会での各國見解を考慮して、多くの諸国に受け容れられる条文起草せねばならないことを述べた。 *GAOR*, A/C.6/35/SR.45, p.3, para.4.

(26) ホーベムコト、メキハコ及ぶ国連ハーバード理事會による修正案である。 *OR* 1986, vol.II, p.66, A/CONF.129/C.1/L.3 (Austria) ; A/CONF.129/C.1/L.7 (Mexico) ; A/CONF.129/C.1/L.24 (United Nations Council for Namibia).

- 説
記
- (28) See, *ibid.*, p.62, para.9 (Greece); p.64, para.26 (India); p.64, para.30 (Islamic Republic of Iran); p.65, para.43 (Switzerland); p.66, para.44 (Egypt). 米国は、憲〔條〕項（→）の規定を総合的に整理するべき問題である。臣下は特權を展開しなかった。
- (29) *OR 1986*, vol.I, p.64, para.31.

(30) *Ibid.*, pp.66-7, para.54 (WHO); p.68, para.65 (ICAO). See, also, *ibid.*, pp.67-8, para.63 (Organization of American States); para.64 (International Fund for Agricultural Development).

(31) *Ibid.*, p.65, para.41.

(32) H. Isak & G. Loibl, *op. cit.*, p.65. ①の規定は、代表の半数近くが指摘された。②に於ては、注意を喚起するためだけに発言した代表もいた。例へば、ナヒーヴ（*OR 1986*, vol.I, p.63, para.22）が強調（*ibid.*, p.64, para.25）、「ナヒーヴ」（*ibid.*, p.66, para.45）の発言を参考。

(33) *OR 1986*, vol.I, p.63, para.17 (German Dem. Rep.).

(34) H. Isak & G. Loibl, *op. cit.*, p.65; Nascimento e Silva, *op. cit.*, p.467.

(35) Reuter, Tenth Report, U. N. Doc. A/CN.4/341 and Add.1, *ILC Yb.*, 1981, vol.I, part 1, pp.51-2, para.30.

(36) *ILC Yb.*, 1977, vol.II, part 2, pp.118-20, at 118, Commentary to Subparagraph 1 (j) of Article 2, para.2.

(37) Convention on the Representation of States in their Relation with International Organizations of a Universal Character, U. N. Doc. A/CONF.67/16, done at Vienna, March 14, 1975, reproduced in *AJIL*, 1975, vol.69, pp.730-59. 七五年条約は、島田征夫・高井誠「〔資料〕普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウエーバーの論議」〔国際法外交雑誌〕七五卷〔1976年〕、111大111—159頁を参考。

(38) リの提案は、ミヤホー・ラハト（Milan Sahović, ナーベル・ラハト）及びヒル・ナリトハジムイレルが承認され、それを受けた時の会議（1436th meeting）で議長を務めたダガラ・ラハト（Francis Vallat, 英国）の委員の一人としての発言によつて為された。

国際機構条約法条約における国際機構の法的地位に関する一考察（一）（比屋定）

- しかし彼自身は、六九年条約が何らの定義も条文中に含めなかつたりとを指摘し、「(今回) やのよべな體裁の定義が必要が△△かは定かではなし」と述べてゐた。ILC Yb. 1977, vol.I, pp.112-3, para.29.
- (38) 三者ともいふ、「一般国際法主義」は、国際機構の能力が加盟国の意思に厳格に制限されないことを主張するから、機構の創造的発展に固執する主張と、その意味では軌を一にすると考えられる。See, e.g., ILC Yb. 1981, vol.II, part 2, Annex II, p.191 (United Kingdom, para.7)。すなわち、国際機構の能力又は権限の拡大と△へ方向で一致した△の立場は、「加盟国意思主義」△の立場である。後者のより立場は、イタクニヤベキ“traditionalist” (GAOR, A/C.6/37/SR.44, para.61)、米国に△れ“anachronistic view” (GAOR, A/C.6/37/SR.44, para.33) である。
- (39) ILC Yb. 1981, vol.II, part 2, Annex II, p.184 (German Democratic Republic, para.3) ; p.189 (Romania, paras.2-3).
- (40) ILC Yb. 1982, vol.II, part 2, Annex, p.140 (Council of Europe).
- (41) ILC Yb. 1981, vol.II, part 2, Annex II, pp.196-8 (United Nations) ; p.199 (International Labour Organization).
- (42) ILC Yb. 1981, vol.I, p.7, paras.4-5. トーネは、「トニケームな妥協」の帰結である△の草案第六条に、同項の変更の影響が波及するに△る。Ibid., p.12, para.42.
- (43) Ibid., paras.46-9.
- (44) Ibid., p.198, paras.6-14. See also, Nascento e Silva, *op. cit.*, p.467.
- (45) OR 1986, vol.II, p.64. 横琴題記△次△參照。OR 1986, vol.I, p.45, para.68 (Greece) ; p.46, para.78 (Mexico).
- (46) Replace subparagraph (i) of paragraph 1 by the following : “‘rules of the organization’ means the constituent instruments, as well as the legally binding instruments based on them, and established practice of the organization.”
- (47) Ibid., p.46, paras.74-5.
- Replace subparagraph (i) of paragraph 1 by the following : “rules of the organization means the constituent instruments of the organization

and its relevant acts and established practice based on the constituent instruments.” 提案趣旨は次を参照。 *Ibid.*, p.50, para.1.

(49) See, *ibid.*, pp.45-50, at 2nd, 3rd and 4th meetings.

(50) ノ連代表の発言。 See, *ibid.*, p.49, para.14.

(51) See, *ibid.*, p.46, para.76.

(52) *Ibid.*, p.45, para.66 (Austria); p.47, para.89 (Switzerland); p.49, para.13 (WHO).

(53) *Ibid.*, p.47, para.4 (Council of Europe).

(54) *Ibid.*, pp.186-7, paras.1-14. See also, *OR 1986*, vol.II, pp.64-5.

(55) *OR 1986*, vol.I, p.186, para.4. 前文第1-11項がやれどあらへ。同項については、第四章第一節参照。

(56) *Ibid.*, p.187, para.10.

(57) *Ibid.*, p.11, paras.18-21. パッケージにより挿入が決まった前文等も考慮に入れた上で、同項についての考察は、第四章第一節におこなへ。